

ふるさと定住報奨金制度取扱要綱 ～就職された方、結婚された方、出産された方へのお知らせ～（令和2年4月1日改正）

昭和村役場産業建設課観光交流係(57-2124)

住民*1で定住*2の意思のある方には次の報奨金制度があります。該当する方がこの報奨金制度の権利を行使できる期間は、支給要件に該当する事実が発生した日から5年間ですが、事務処理上速やかに申請してください。

区分	支給対象者	支給要件	支給金額
就職奨励金 ※3	新卒者等の住民	次のいずれかに該当すること ・義務教育を修了した日から12月以内に事業所又は自営業*4に就職したこと ・上級学校を卒業又は中退した日から12月以内に事業所又は自営業に就職したこと	同一人1回に限り10万円
	50歳未満*5のI・J・Uターン者	次のいずれかに該当すること ・初めて住民となった日から24月以内に事業所又は自営業に就職したこと ・住民でなくなった日から12月を経過したのち、再び住民となった日から24月以内に事業所又は自営業に就職したこと	
	50歳未満のKターン者	次のいずれかに該当すること ・12月以上就職を継続した状態で初めて住民となったこと ・住民でなくなった日から就職を継続した状態で12月を経過したのち、再び住民となったこと	
出産祝金	新生児を出産した住民	新生児を出産したこと	新生児1人につき10万円
結婚祝金	婚姻をした住民	婚姻した男女がともに初婚又はいずれかが初婚であること	1組につき10万円
空き家住宅改修援助金	空き家住宅の所有者又は利用者	定住意志のある者が空き家住宅を利活用するために、所有者又は所有者の承諾を得た利用者が空き家バンクに登録された住宅を改修したこと	改修に要する経費150万円を限度とし、その経費の3分の2の額
高齢者世帯援助金	高齢者世帯*6の世帯主	居住を居る建築物の屋根ぐしへの電熱線設備設置事業、地下水等を利用した消雪設備設置及び改修事業、その他冬期間の高齢者世帯を支援するに当たり適当と認められる事業をしたこと	設備に要する経費30万円(屋根ぐしへの電熱線設備設置のみ、40万円)を限度とし、その経費の2分の1の額
結婚資金貸付金 利子援助金	婚姻した、又は婚姻しようとする住民	村長が定めた金融機関から婚姻に必要な資金の貸し付けを受けた場合において、当該借入金に利子を生じたこと	借入金250万円を限度とし、償還期限5年以内、年払元金均等償還により発生する年利7%以内の利子

※1 「住民」とは、本村の住民基本台帳に登録され、かつ、本村に生活の本拠を有する者をいいます。以下同じです。

※2 「定住」とは、引き続き5年以上本村に居住することをいいます。

※3 「就職奨励金」の支給対象に次の事業所への就職は対象外となります。①昭和村社会福祉協議会、②昭和村土地改良区、③昭和村商工会、④社会福祉法人昭和福祉会、⑤株式会社奥会津昭和村振興公社、⑥会津よつば農業協同組合、⑦その他村長が認める団体

※4 「自営業」とは、もっぱら生業として就職していると認められる業態をいいます。以下同じです。

※5 年齢の基準日は、住民基本台帳に登録された日とします。以下同じです。

※6 「高齢者世帯」とは、当該年度の4月1日現在において世帯員のいずれかが年齢満70歳に達した世帯をいいます。ただし、その世帯に年齢満65歳未満の配偶者又は同居者がいる場合は除きます。

注) 偽り、その他不正行為により奨励金等の支給を受けた場合や、条例・規則に違反した場合は、全額又は一部の返還をしていただきます。